

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和元年8月30日(金)  
10時00分開会 10時51分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、高橋政悦、  
佐藤幸一、西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、桜井崇裕、  
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：山本 司、次長：宇都宮 学
- 5 説明員  
(1) 町長からの申し出事項  
町長：阿部一男、総務課長：田本尚彦  
総務課長補佐兼財政係長：佐藤弘基  
子育て支援課長：逢坂登、学校教育課長：神谷昌彦、社会教育課長：藤田哲也
- 6 議 件  
(1) 町長からの申し出事項について  
・使用料等の改正について  
(2) 議会運営委員会からの報告事項について  
(3) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

(1) 町長からの申し出事項について

・ 使用料等の改正について

加来議長：それでは、おはようございます。一昨日の議員会の行事においては、西部4町の交流会において議員会会長、役員の皆様をはじめ議員の皆さんに協力をいただき、また特別職の皆さんにも協力いただき無事終了したことを御礼申し上げます。本日は、9月定例会に提出される議案の中の使用料改正の概要について、執行側より説明の申し出があったので、きょう全員協議会を開催することにしたところ、全員お集まりいただきましてことにありがとうございます。

それでは、早速、議件のほうに入っていきたいと思うのでよろしく願います。

最初に、町長のほうから挨拶をいただく。

阿部町長：皆さん、おはようございます。本日は、使用料等の改正案の内容についてご説明をさせていただき、お時間をいただきましてありがとうございます。使用料等の改正については、国の制度改正や政策の充実のため、内部において今まで検討を進めてきた。今回は、本年10月から実施される国の幼児教育、保育の無償化に関する改正、また、文化センターの大規模改修に伴う使用料の改正の2点については9月の定例会に提案をさせていただく。また、北海道の公衆浴場の統制額に関わる基準が変わることによる改正については、北海道が告知した後の12月定例会に提案をさせていただく予定である。詳しい内容については、この後資料に基づき担当課より説明するので、どうぞよろしく願います。

加来議長：それでは、早速、資料に基づき説明をいただきたいと思う。

最初に、総務課長より、使用料等にかかわる検討の結果について説明をお願いします。

総務課長（田本尚彦）：（説明員紹介）

お手元のほうの資料については2種類配付しているかと思う。1つは、「使用料等改正案の概要」という白黒刷りの横版のもの、もう1つは、カラー版で「使用料等改正検討項目一覧」というのである。私のほうからは、まずカラー刷りのほうの資料でご説明をしていく。使用料及び手数料については、おおむね3年ごとの見直しを行うという内部的な基準に基づいてこれまで検討をしてきているところである。近年、消費税改正の時期を踏まえた対応を図るということで、平成29年4月には消費税率2%引き上げの延期というのがあり、全体的な見直し作業を見送ってきた経緯がある。令和元年10月からの消費税2%引き上げを踏まえて、令和2年度の使用料について、全項目の見直し作業を行ってきたところである。今回の検討項目のうち、据え置き措置とした項目について概要をご説明するが、検討は、使用料及び手数料の58項目と関連する財産収入の3項目について行った。この中の55項目を据え置きとし6項目を改正することとし、条例改正予定をして

いるものは5項目となる。据え置き措置とした55項目のうち、主な概要についてご説明をしたいと思います。

まず、一番左端に番号がついているが、2番の一時保育保護者負担金、3番の学童クラブ保育料、17番の幼稚園預かり保育料などの子育て支援に係る3項目については、従来から町では子育て世帯の負担軽減を進めていること、また、国においても幼児教育費の負担軽減が進められていることを踏まえて、据え置きという判断をしたところである。

若干戻って、4番の給食費は、現在、物価上昇分、それと地元食材の提供による費用の増加分を町費で補うという形で運営をしている。管内でも給食費の負担軽減が図られているので、今回の消費税改正では食材については負担軽減措置が図られることも踏まえて、料金が据え置きと判断をした。なお、幼稚園及び保育所等に係る給食分の負担については、無償とする改定内容について後ほど条例改正の部分についてご説明をさせていただく。

次に、6番の各地域集会場、9番の葬斎場、10番の墓地、11番の各福祉館、12番の老人福祉センター、13番の保健福祉センター、15番の屋内ゲートボール場、18番の畜産研修センター、30番の清水公園ボート施設、31番のパークゴルフ場、32番の体育館、33番の学校体育施設、34番の水泳プール、35番の柔道場、36番の多目的広場（有明・御影）、37番の野外スポーツ施設（野球場）、38番の農業研修会館、39番のアイスアリーナ、40番の文化会館、41番の公民館（中央・御影）、42番の少年自然の家、43番の剣の郷創造館、44番のきたくま文化蔵、45番の世代間交流センター（屋内ゲートボール場を除く）、46番の農村環境改善センター、これらの各地域の集会場や福祉館、老人福祉センターなどの生活福祉、教育等に関する施設の使用料等25項目については、各施設の設置、利用の目的に変わりはなく、施設の老朽化が進む中でも利用状況に変化がないということから、引き続き当初の目的である生活福祉、教育の向上を図るために料金の据え置きを判断したところである。なお、文化会館、公民館については後ほどご説明をするが、冷房施設の設置、あるいは一部貸す部屋の面積の変更等によって、今回改正の予定をしている部分がある。後ほど担当課より説明をする。

19番の牧場の運営については、増税や肥料、飼料等の経費が増えてきているところであるが、管内の上位である現状の料金体系の状況を考えて、農業者負担も考慮し、料金を据え置くことと判断をしている。

20番の農業用水、21番の肥培用水、22番の湿潤かんがいでは、農業用水において、平成28年度の災害以降利用が減少してきている状況があるが、現状、使用料収入で経費を賄っており、営農への負担も考慮し、据え置き措置とし、肥培用水、湿潤かんがいも同様の措置とすることにした。23番の上水道は、料金収入が経費を若干下回るものの損益勘定留保資金等は増加しており、安定した経営が見込まれると判断をし、据え置きとした。24番の公共下水道は、一般会計からの繰り入れをしながらも管内4番目の料金と高い水準となっている。損益勘定留保資金等は増加をしており、ストックマネジメント計画策定後に投資コストの再算定を行っ

て、時期の見直しのときに大きな判断をすることとして、今回は据え置き措置としている。これに伴い25番の集落排水も同様とし、52番のし尿処理料も同様のサービスであるという位置づけで同時期の見直しをすることと判断した。

次に、53番の自立支援ホームヘルプサービス、54番の生きがいデイサービス、そのほか55番、56番の介護に係る4項目については、介護保険法改正に伴う当該事業の役割の変化、あるいは事業自体の見直しなどを今後検討することとし、今回の料金改定の中では、当面据え置きという判断をしたところである。

大変大雑把な説明となったが、据え置きの項目については、おおむねこのような考え方で整理をさせていただいたところである。以後、改正の部分について、それぞれ担当よりご説明をさせていただくので、よろしくお願いします。

加来議長：最初に子育て支援課長。

子育て支援課長（逢坂登）：私のほうからは、教育・保育施設入所児童保護者負担金及び幼稚園保育所の改正についての説明をさせていただく。まず、今回の幼稚園・保育所等の保育料の改正については、国の幼児教育保育の無償化によるもので、主な内容としては、小学校就学前の3歳以上の子どもと住民税が非課税の世帯の3歳未満の子どもの保育料を給食費の材料費や行事費などの費用を除いて、今年10月から無料とするものである。

実際の改正の内容については使用料等改正案概要の1ページをご覧ください。左の欄が現行の保育料である。こども園や保育所の保育料である。真ん中、赤字の部分が改正案である。1号認定、2号認定とあるが、まず2号認定というのは、保護者などが日中仕事をしていて子どもを保育することができないというようなお子さんで、3歳以上のお子さんが2号認定である。1号認定というのは、2号認定以外の3歳以上のお子さんである。後ほど3号認定というのも出てくるが、3号認定というのも2号認定と同様に、日中保護者の方が働くなどして保育することができないという3歳未満のお子さんのことである。今回は、この1号認定と2号認定の子どもをまず無料とする。先ほど少し触れたが、保護者負担が求められている給食の材料費についてであるが、今までは保育料の中に副食材料費として含まれていたもので、本町においては、第2子以降の子どもの保育料を無料としていることなど子育て支援策を進めているので、その一環として保育所、こども園で提供している給食の副食材料費分についても町が負担し無料とすることとする。

次の2ページをご覧ください。こちらは3号認定の保育料である。住民税の非課税世帯に当たる2階層の保育料を無料とする。また、今回の国の制度改正については、3号認定のうち住民税等の課税世帯については変更はないが、1号認定、2号認定で副食材料費を町が負担することとしたことに合わせて3号認定についても副食材料費分を町が負担することとした。そのために現在の保育料から副食材料費の負担相当分を除いて赤字のとおり、保育料を改定し直した。また、現在の子どもの年齢の基準については、清水町では入所者月の初日を年齢基準としているところであるが、国の基準では、今4月1日を基準としていることから、こ

の改正に合わせて本町においても4月1日を基準とするように考えている。ただ今回の改正で、今まで3歳以上、3歳未満という2つの保育料の設定があったものが、今度は3歳以上の保育料の設定がなくなる。1つになることで10月以降の保育料は9月までの保育料より高くなってしまおう方がいるということもあるので、経過の措置として、今年度中に限り満3歳から保育料を無料とすることとして、年齢基準の変更は来年の4月からとすることとして考えている。

次に、2ページの下にある幼稚園については1号認定の子どもだけであるので、国の制度のとおり、保育料を無料とするものである。また、さらに下に書いてある幼稚園給食費については、現在、幼稚園では給食センターが給食を提供していて、1食当たり125円の給食費をいただいている。こちらも保育所等に合わせて給食費を町が負担することとして無料とする。

それから、今回の国の制度改正の中には、この資料にはないのだが、幼稚園、保育所等の保育料だけではなくて認可外の施設やファミリーサポート等の利用料についても、条件によって一部無償になるものがある。こちらについては、支払った利用料分を申請に基づいて支給するような制度としたいというふうに考えている。なお、今回の無償化による保育料等の減額部分については、今年度分については国の特例交付金で措置されることになっている。以上、保育料等の改正内容の説明とさせていただきます。よろしく願います。

加来議長：次に、学校教育課長。

学校教育課長（神谷昌彦）：学校教育課の神谷である。給食費については、只今、子育て支援課長がご説明したとおり、子育て支援策の一環として幼稚園の給食費についても保育所同様、就学前の子どもについては無償とするということになっている。

加来議長：次に、総務課長補佐

総務課長補佐（佐藤弘基）：私のほうからは公衆浴場入浴料の改正についてご説明させていただきます。公衆浴場の入浴料については、従来から北海道公衆浴場入浴料の統制額に合わせて設定しているところである。このたび、北海道の公衆浴場入浴料の統制額が改正されるということで、8月9日に道の審議会より、大人（12歳以上）の料金を10円値上げするという内容が答申されているところである。こちらの統制額に合わせて本町の料金も440円から450円に値上げするという形になる。なお、統制額の正式決定については、現在のところ9月に道のほうで告示がされる予定となっており、10月施行という予定になっている。こちらの9月の告示に合わせて、告示を受けて、本町においては12月の条例改正案の提案の予定となっているところである。よろしく願います。

加来議長：次に、社会教育課長。

社会教育課長（藤田哲也）：私のほうからは、昨年度より実施をしている文化センター大規模改修工事の本年12月未完了等に伴って料金改正を行う文化会館使用料、中央公民館使用料についてご説明をする。使用料等改正案の概要、5ページをご覧ください。最初に、文化会館使用料の改正についてである。文化会館については、工事等に伴い大きく2つの改正を行う案となっている。1つ目は、撤去、新設、更

新に伴う大ホール等の附属設備使用料の改正である。5 ページ、6 ページ、7 ページの3 ページにわたって、舞台設備、照明設備、放送設備の種別に区分し、各附属設備の品名、単位、使用料の改正案を新旧比較する形式で掲載をしている。表の左欄が現行料金、中央欄が改正料金案である。

5 ページから6 ページの上段にかかる舞台設備については改正はない。

6 ページから7 ページの上段にかかる照明設備である。現行の照明調光本機、これについては更新によって、照明操作卓というふうに名称の変更を行う。また、現行のスポットライト（1キロワット）、スポットライト（500ワット）、スポットライト（2キロワット）については、改正料金案の欄では削除となっているが、これは、現行消費電力による料金設定を行っているところであるが、改正後としては、レンズ、スポットライトのレンズの型式による料金設定に改めようとするものである。7 ページの改正料金案の中に平凸スポットライト1台210円とフレネルスポットライト1台210円というのがある。これを新たに設けて設定をするものである。

6 ページにお戻り願う。下から4行目、現行のスポックスと、7 ページのほうに行って上から2行目、ストリップライト（3尺）、ストリップライト（6尺）については老朽化による撤去のため、料金設定を削除するものである。

7 ページの改定料金案の照明設備の一番下のほうになるが、パーライト1台150円、ソースフォー1台150円というのがある。これについては新たな設備として整備をしたことから、料金設定を行うものである。なお、金額については管内の文化ホール等々の料金設定状況を考慮して150円というふうに設定を行っているものである。

7 ページの下段の放送設備である。現行の場内拡声装置は更新によって、音響操作卓（袖調整卓含む）に改めるものである。それから、レコードプレーヤーがあるが、近年はCD、MD等々のプレーヤーもあることから、プレーヤーというふうに名称変更を行うものである。その下のほうに行き、現行のテープレコーダー、カセットテープレコーダー、ポータブルテープレコーダーというのがあるが、いずれも録音設備であるが、レコーダー1台730円という形にまとめるという改正案である。さらに下のマイクの（A）、マイクの（B）についても有線マイクという形にまとめるという改正をしたいと考えている。現行のエレベーターマイク、それからその下、エコーマシン、16ミリ映写機の3点については、老朽化による撤去のために削除をするものである。改正料金案の一番下にあるマイクスタンド1台100円については既存の設備であるが料金設定を現行行っていないものである。照明の設備側のほうにスタンド1台100円という料金設定が本町の中に既にあること、それから、近隣市町村の料金設定状況も見たと、マイクスタンドについてもほぼ設定をしている町村が多いということで、新たに1台100円での料金設定を行うものである。

8 ページのほうに入る。文化会館の2つ目の改正項目である。文化会館改修工事によって、練習室の3、2階の交番が一番近い部屋であるが、部屋の冷房設備の

設置がされる。これに伴う改正であって、現行、別表の1の3の通常利用の場合の暖房使用料というのがある。また、別表2の2、俗にいう減免団体の利用の場合であるが、ここにも暖房使用料というのを定めている。冷房設備が新たに設置されることから、別表の1の3、別表2の2、それぞれ暖房使用料を冷暖房使用料に改正をするものである。したがって、新たに冷房が設置された練習室3の冷房にかかわる使用料金は、通常利用の場合、1時間当たり210円、減免団体が利用される場合は1時間当たり50円という形になるものである。また、冷房が使用可能な冷房期間について、5月15日から10月15日までと規定を設ける形をとっている。なお、議案として提出する条例改正案のほうでは、前段で申し上げた附属設備について品名の並びかえもあわせて行う形での改正案という形で議案のほうは既に昨日送付されているかと思う。

次に、9ページのほうに入る。中央公民館の使用料改正である。中央公民館については、大きく4つの改正を行う案となっている。1つ目は、準備室の料金設定の廃止である。現行では、1階に準備室の基本使用料と冷暖房使用料の料金設定があるが、改正料金案では削除となっている。準備室については給湯の設備があって、全館貸し切りという場合を除いては共用で利用するスペースというふうになっていることから、今回料金設定を廃止しようとするものである。10ページのほうにお進みいただいてご覧いただきたいと思う。施設のレイアウト図を掲載している。只今、料金設定の廃止を説明した部屋であるが、1階の左下、給湯共有（準備室）と表示しているスペースがある。こちらの部屋の料金設定が廃止である。次に2つ目であるが、各部屋の名称を変更する改正を行う。10ページ、施設レイアウト図の中で、矢印表示のある部屋のうち、只今申し上げた準備室を除く部屋が名称変更する部屋である。上段が改正後の名称、下段の括弧書きが旧名称、いわゆる現行の名称である。現行の中に老人研修室という名称の部屋がある。部屋の名称としては老人といった表現は適さないというところを考えていて、またあわせて部屋の名称の統一感を図るということで大集会室を除く部屋の名称変更をするものである。表の中で、改修工事によって、新設となるエレベーターの設置位置についても図示をしている。黒の塗り潰しの部分に吹き出しでエレベーターと表記をしている。1階は社会教育課事務室横の控室、2階は学校教育課事務室横の現行の第2研修室、新名称では会議室3であるが、この部屋の一部に設置するものとなっている。9ページのほうにお戻りを願う。3つ目として、基本使用料の引き下げである。只今申し上げたエレベーターにかかわる件であるが、現行の2階、第2研修室の基本使用料は1時間当たり、通常利用で390円というふうになっているが、改正料金案では新名称で会議室3となって、350円に引き下げとなっている。今、先ほど申し上げたが、エレベーターの設置に伴って会議室の部屋の面積が減少する。面積減少の割合に応じて料金設定についても引き下げを行うものである。390円が350円で40円の引き下げである。なお、減免団体利用の場合については、基本使用料は現行下限として50円というふうになっていることから、改正はない。4つ目は、冷房期間の拡大である。米印で表記をしている現行

6月15日から9月15日までが冷房使用ができる可能期間となっているが、近年の気象状況等を鑑みて5月15日から10月15日までの間に拡大をするものである。また、料金改正ではないが、中央公民館側の冷房については、現在、大集会室のみに設置をされているところであるが、改修工事によって2階の現行の会議室、新名称で会議室2という部屋、ちょうど役場側のほうに面している2階の部屋にも冷房の設備が設置され、現行の規定の冷暖房使用料が適用されるという形になる。新名称の会議室の部屋は2階会議室2という欄になるで、通常利用で1時間当たり310円、減免団体が利用される場合では1時間当たり50円という形に冷房の料金となる。

以上、文化会館、中央公民館の改正についてご説明を申し上げた。改正条例の施行日については、文化センターの大規模改修工事は本年の12月末の完了予定であることから、両方とも、文化会館、中央公民館ともに令和2年の1月1日から改正施行とするもので考えている。以上、私からの説明を終わる。

加来議長：只今、使用料等改正案について説明を受けたが、質疑等を受けたいと思う。質疑はないか。

鈴木議員：まず、保育料の関係でお聞きしたいと思う。保育料の関係は、いわゆる受益者となる方については、基本的には負担減に今後なっていくということでまずよろしいか。そして、町の負担は、国がこれから見てくれる部分等を含めると、町の持ち出しが少なくなるという感覚でよろしいか。その金額が、もし参考数値があれば教えていただきたいと思う。

子育て支援課長：今議員の言うとおおり、受益者の方の負担は減る。町の負担分も減るということになる。町も国の制度を超えて引き下げている分があるので、その分も国から来るということでプラスになるというふうに考えている。ただ、具体的な金額についてはまだ国のほうから示されていないので、今年度分についていくら来るかというのはちょっとはっきり今のところはわからない状態である。

鈴木議員：保育料の関係については、町としては持ち出し分が総体的には少なくなっていくという部分で理解をさせていただく。

もう1点、最初に総務課長から説明をしていただいた使用料等改正検討項目一覧（庁内検討結果一覧）の4番、給食費については基本的には据え置くということである。学校教育課長にお聞きしたいが、町長の公約ではこれを無償化にしていこうということをやっていると思う。その無償化についての検討はいつの段階でできそうであるか。今回は据え置きであるがどうか。

学校教育課長：給食費の無償化については管内状況もいろいろ確認しながら教育委員会のほうでも、以来、検討はしているところである。ただ、今、先ほどご説明したとおおり、食材費の高騰分であるとか、前回の3%超ということで、今現在350万円ほど年間町の持ち出しということで負担をさせていただいている。完全無償化については、おそらく財源として3,000万円強が必要になってくると思うので、今いろいろ教育委員会の中でも検討はしているが、具体的な時期についてはまだちょっと決まっていないところがある。

鈴木議員：あともう1点、最後に町営公衆浴場の関係である。北海道の公衆浴場入浴料金の統制額に合わせてと言っていたが、現実に合わせてなければならない理由は、経営的にはあるのかないのか。これは下げるとなったらきっと下げると思うし、上げるとなったら上げると思うのだが、実際、経営的な部分で考えていくと、それは、実際には下げたほうがいいのか、上げたほうがいいのか。その部分についての検討はなされているかどうかだけ確認させてください。

総務課長補佐：今回の検討の中では、前回も公衆浴場の料金については統制価格に合わせてということで検討された中で、今回においてもその料金に合わせてという話で10円の値上げという検討となっているところである。

鈴木議員：それはそれで正しいのかどうか分からないが、例えば、大赤字を垂れ流しているからとか、もしくはとんとんであるからどうするかといった主体的な考えはない中で統制額に基づきやっている。これまでも、そして、これからもそういうふうによっていくということで理解してよろしいか。

総務課長補佐：この統制額は、料金が最大この額が限度額として設定されているものであって、議員言われたように今後の部分で赤字がとかという話については、今回検討はしていない。

総務課長：料金の改定に関しては、今説明したとおり、統制価格を主体的なポイントに置いてなっていくという方針をしていっているところである。実際のところ、今現在、公衆浴場の経費については入浴料収入を1,000万ほど需用費でオーバーしているという状況もあるので、これは利用しない方々にもそういった行政サービスとしての負担をしいているというところになるが、利用料については従前どおり統制価格である程度整理をしていくという考え方で進んできているところである。

鈴木議員：今説明を受けるところなので質問をするつもりはないが、まずは考え方としては基本的にはわかった。まだちょっと多々あるのだが、それについてはおおむね理解させていただく。やればきりがないので、この辺にする。

加来議長：次の質疑を受けたいと思う。

高橋議員：確認であるが、まず、この料金改定に関して、それぞれ担当課が適正な料金を算定し、それを持ち寄って今回みたいな形になるのか。それとも別な料金改定の審議会というものがあって、そこで検討されているのか、その確認をちょっとしたいと思う。

総務課長：料金改定については、今回の料金については冒頭にご説明をした消費税の改正に対する影響というところを、まずは全体の運営経費のコストというところとサービスの提供、料金の部分で確認をして、関係課でまず資料を出してもらっている。その中に基づいて改正をすべきかどうかという部分を原価の原案をもとに庁内の全体の調整会議で方向性を出して、その後使用料等審議会に改正に向けての検討の内容を諮問して、答申を受けて今回の条例改正案という手順で進んできている。

高橋議員：その諮問、答申についてだが、それは1回改定すると、特別な場合があったら別だが、おおむね何年に1回ぐらい開かれるものかというのは決まりがあるのか。

総務課長：審議会自体としての見直しのサイクルというものは持っていないが、町全体の料金の見直しとしては、冒頭ご説明したように、おおむね3年ごとに環境的な変化、状況的な変化をチェックしていこうというルールで進んでいる。それ以外に、例えば、法令等で料金に関する根拠の改正があった場合については、その部分について都度検討をしていくという形になるかと思う。

高橋議員：3年に一遍というのがあったとしたら、要するに、今回の料金改定の据え置き部分とか多々あるが、それは町民にしてみたら3年間は変わらないだろうという認識でもいいということであるか。

総務課長：特別な事情がない限り、そういう認識で問題ないかと思う。

加来議長：次の質疑を受ける。質疑はないか。

中島議員：これは質疑というか、教えていただきたいのだが、使用料ということで今回説明いただいたのだが、管理等を委託しているアイスホッケー、体育協会の関係については全部据え置きということになっている。10月から消費税が間違いなく上がるので、管理を委託している団体の支払いは間違いなく上がるわけであるが、当初契約した枠の中でやってほしいということなのか。というのは、使用料というのは、おそらく両団体とも団体の収入ということである。その辺についてどういうふうに考えているのか。この使用料については、団体等の負担というのを考えて、今回全部据え置きという形になっているのか、それだけちょっとお聞きしたいと思う。

総務課長：各施設の使用料については、その設置の目的、あるいは利用の状況等に基づいて町民の方々に提供するサービスとして使用の料金体系を設定してきているところである。一方で、今お話のあった指定管理に伴う管理料をその管理運営に当たる団体の収入として効率的な運営をしていただくことで契約をしているところである。当然、使用料で全ての運営を賄えるという状況にはなかなか難しいところもあり、町のほうで一定程度の委託料等を伴って運営の補完というのをしているところである。料金の設定については、ちょっと言葉に語弊があるかもしれないが、管理運営団体の経営のためといった要素をあまり視点として持って使用料を設定するというところは、公の施設のあり方としては考えるべきところは難しいのかなというふうにも考えている。現状、今回の資料においても行政施設の利用のサービスという観点で検討をしてきているところである。この改正に伴って、大きな変化、今回ない内容になっているが、実際の管理運営に当たっての運営団体に対する町の負担というのは、それはそちらの視点でまた整理をして、定期的な契約の更改等の中で見直しを図っていくことになるかと思う。

中島議員：本会議でまた聞こうと思っているが、今は行政的な視点からの課長の説明だったと思う。私が今お話しているのは、極端なことを言えば、建設業関係では情勢が変わったら契約変更をしているでしょう。それと、今回消費税がアップして、支払いというのが当然出てくるわけだから。その支払いに対して様子を見てからまた行政が見るというのは、ちょっとバランスがとれていないのではないのか。アイスアリーナにしても体育協会にしても、行政の一翼を担っているということ

でかなり頑張っているのだらうと思っているが、どうしてもその辺の視点がちょっと違うのではないか。支払う分については当然何らかのことについてその都度考えていくべきだらうと思う。今回の消費税2%アップについては早急な対策というか、協議というのをしておいていただきたいなど。据え置きがいいとか悪いとか言っているわけではない。そういう変化に対して対応を速やかにしてできるような体制にしておいていただきたいというふうに思う。

総務課長：今ご説明した部分については使用料の改正の部分ということもあるので、中島委員がお話いただいた部分については、指定管理の基本的な契約、あるいは年度の契約の中でどのように取り扱っていくかという部分は社会的な環境変化に伴って、例えば、燃料代が極端に乱高下するようなどころについてはその辺の調整項目なども設けるような規定もあるので、そういったところとならしての判断をしていくことになるかと思う。

加来議長：次の質疑を受ける。質疑ないか。

(なしという声あり)

加来議長：質疑ないようであるので、町長からの申し出事項、使用料等の改正についてはこれで終わらせていただく。

ここで休憩して、執行側は退席していただく。休憩する。

【休憩 10：45（執行側退席）】

【再開 10：45】

## (2) 議会運営委員会からの報告事項について

加来議長：休憩前に引き続き会議を開く。

議件(2)の議会運営委員会からの報告事項について、議会運営委員長より説明をお願いします。

議会運営委員長：2番目の議会運営委員会からの報告事項だが、皆様のところ「関係法令：地方自治法」と書かれたと資料が配付されているかと思う。地方自治法に基づいて議会が選挙管理委員会委員4名と、同補充員4名、合計8名を選挙しなければならない。現在の委員の任期は本年11月18日となっている。これは4年前も実は当然行っているのだが、議会運営委員会で委員と補充員の人選を進めるということをさせていただくことになったので、ご報告を申し上げます。なお、資料の2枚目には現行の8名の方が載っているので、この方の意思調査等々をさせていただきながら人選を進めていくという形で取り進めていきたいと思っている。

加来議長：只今、選挙管理委員会委員及び同補充員の選任について報告あったが、質疑を受けたいと思う。質疑はないか。

(なしという声あり)

加来議長：質疑ないようであるので、新たな委員と補充員の候補者が決まれば、再度全員協議会で報告し、了承を得た上で9月の定例議会最終日に提案したいと思うので

よろしく願います。

### (3) その他

加来議長：それでは、議件（3）その他ということで、皆様のほうから何かあればお受け  
したいと思う。ないか。

（なしという声あり）

加来議長：ないようであるので、事務局のほうから説明があるのでよろしく願います。

山本局長：9月定例会の日程の案について、現段階での案について説明申し上げる。9月  
10日（火）～26日（木）までの17日間の会期の予定である。年間計画では27日（金）  
が最終日の予定であったが、諸般の事情により1日前倒して26日（木）に閉会予  
定となった。9月10日に開会、9月17日～18日は一般質問、9月24～25日は決算  
認定の審議、9月26日が最終日で閉会となる。

加来議長：只今、9月定例会の日程について事務局から説明があったが、祭日や秋祭りが  
それぞれあるということで飛び飛びの日程になっているが、質疑等あったらお受  
けしたいと思う。

（なしという声あり）

加来議長：ないようであるので、次の議会運営委員会で最終的な日程を決定させていただ  
くのでよろしく願います。

それでは、今日予定の議件が全部終了した。協力ありがとうございました。

これで全員協議会を終了させていただく。ご苦労さまであった。

【閉会 10：51】